

夕張市老朽建築物等除却費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の老朽建築物等の除却工事に係る費用の一部を補助することにより、市民の安全と安心の確保並びに住環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 老朽建築物等 市内にある建築物で、昭和56年5月31日以前に着工されたものをいい、住宅地区改良法施行規則第1条の規定により不良度を評点し、合算した評点が100以上である住宅若しくは店舗併用住宅（既に倒壊した建築物等を含まない。）をいう。
- (2) 除却工事 老朽建築物等を取り壊し、廃棄することをいう。
- (3) 地元企業 市内に事業所(本社又は支店等)を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者で、建設業の解体工事に係る許可又は北海道知事の解体工事業登録を受けているものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、老朽建築物等の除却工事費に係る費用の一部を補助するため、毎年度予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象となる老朽建築物等)

第4条 補助の対象となる老朽建築物等は、個人が所有するものであって、固定資産税対象（ただし、倒壊している建築物についてはこの限りでない。）となっている建築物等とする。また、所有者が建替えをするために除却する場合は補助対象としない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、老朽建築物等の所有者又は当該老朽建築物等を管理する者で、次の各号の全ての条件に該当するものとする。

- (1) 老朽建築物等の所有者及びその者と同一世帯を構成する者が市税等（市道民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道使用料及び下水道使用料、市営住宅使用料）を滞納していないこと。
- (2) 前年の世帯総所得が、毎年度4月1日時点において、厚生労働省が公表する全世帯を対象とする直近の1世帯当たり平均所得金額以下であること。
- (3) 地元企業と工事請負契約を締結し、除却工事を行わせること。
- (4) 同一年度内において、第8条の規定による交付申請を行い、第12条の規定による工事完了届を提出できること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、除却工事に係る経費とする。

2 前項に規定する補助対象経費には、次に掲げる費用は含まないものとする。

- (1) 第4条の補助対象となる老朽建築物等に付属する地下埋設物(浄化槽等)・柵・塀・植栽の移

設・撤去及び除却に要する費用

- (2) 撤去及び除却後に行う敷地の盛土、舗装、柵及び塀等の設置に要する費用
- (3) 事務手数料及び登記等に要する費用

(補助金の額等)

第7条 補助金は、前条に規定する除却工事の費用の総額が30万円以上(消費税を除く。以下同じ。)のものに対して交付するものとし、補助金の額は、当該除却費用(消費税を除く。)の50%に相当する額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、補助金の額が40万円を超える場合は、40万円とする。

2 前条に規定する除却工事の費用に対し、国又は北海道等より移転若しくは建替えその他の補償等の給付を受ける場合は、当該除却工事の対象額を控除して、補助金の額を算出する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、除却工事の着手前に市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する交付申請は、夕張市老朽建築物等除却費補助金交付申請書(別記第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を提示又は添付しなければならない。

- (1) 申請者と同一世帯を構成する世帯全員の住民票の写し
- (2) 工事見積書(工事箇所、内容及び規模を明記し、除却費、運搬費、産廃処理費及び諸経費等を区分したもの)の写し
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 付近見取図、配置図及び平面図等
- (5) 除却する老朽建築物等の外観写真(現況2面以上)
- (6) 登記事項証明書の写し又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書、若しくは固定資産・都市計画税納税通知書及び課税明細書の写し
- (7) 世帯の所得状況及び市税等の納付状況を証する書類又は当該調査同意書
- (8) 相続人であることが確認できるもの(所有者が死亡している場合)
- (9) 承諾書(相続人が複数の場合又は区分所有者がいる場合)
- (10) その他所有者として確認できるもの。((6)・(8)で所有者であることが確認できない場合)

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、速やかに夕張市老朽建築物等除却費補助金交付決定(却下)通知書(別記第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の変更等)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定を受けた者」という。)が交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、夕張市老朽建築物等除却費補助金変更承認申請書(別記第3号様式)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の変更の可否を決定したときは、夕張市老朽建築物等除却費補助金変更承認(却下)通知書(別記第4号様式)により、当該交付決定を受けた者に通知するものとする。

(中止の届出)

第11条 交付決定を受けた者が除却工事を中止しようとするときは、工事中止届(別記第5号様式)により、市長に届け出なければならない。

(完了届等)

第12条 交付決定を受けた者が除却工事を完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、工事完了届(別記第6号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 除却工事の状況が確認できる写真(着工前、工事中及び完了後)

(2) 除却後の敷地全景写真(2面以上)

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出を受けた日から14日以内に補助金の交付に適合するものであるかどうかを**検査**するものとする。

(補助金の額の通知等)

第13条 市長は、前条第3項に規定する検査の結果、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、交付決定を受けた者に対し、夕張市老朽建築物等除却費補助金確定通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(補助金の取消し等)

第14条 市長は、交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、当該決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、夕張市老朽建築物等除却費補助金交付決定取消通知書(別記第9号様式)により通知するものとし、既に補助金を交付しているときは、返還の方法及び期限を定め、夕張市老朽建築物等除却費補助金返還命令書(別記第10号様式)により、返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年7月3日から施行する。